

YKK AP 株式会社東北事業所の公害防止に関する協定書

昭和 48 年 6 月 18 日

昭和 62 年 4 月 1 日

平成 2 年 5 月 1 日

平成 3 年 3 月 25 日

平成 7 年 8 月 23 日

平成 8 年 6 月 17 日

平成 14 年 9 月 11 日

平成 14 年 12 月 18 日

平成 15 年 11 月 27 日

平成 23 年 8 月 5 日

平成 25 年 5 月 22 日

宮城県及び大崎市(以下「甲」という。)とYKK AP株式会社(以下「乙」という。)とは、乙が大崎市三本木字吉田1番地に設置する東北事業所(以下「事業所」という。)について、次のとおり公害防止に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、事業所の操業に伴う公害の発生を防止し、環境負荷の低減を図ることにより、地域住民の健康を保護するとともに、乙の環境保全活動を促進し、健全で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(事業者の責務)

第2条 乙は、事業所の操業に当たっては、この協定に定める規定を遵守するとともに、最善の公害防止対策の実施に努める。

(環境関連法令の遵守)

第3条 乙は、環境関連法令を遵守する。

(大気汚染防止対策)

第4条 乙は、大気汚染防止のため、事業所における別表第1に掲げるばい煙発生施設から排出される排出ガスについて、別表第2に掲げる基準を遵守する。

2 事業所で使用する液体及び固体燃料の月当たりの加重平均で求められる硫黄分を総合硫黄含有率とし、0.4重量%以下とする。

3 乙は、宮城県大気汚染緊急時対策要綱(昭和51年6月12日施行)に基づき、宮城県が行う施策に協力する。

4 乙は、毎年度始めに当該年度における燃料使用計画を甲に報告する。

(水質汚濁防止対策)

第5条 乙は、水質汚濁防止のため、事業所から排出される排水について、別表第3に

掲げる基準を遵守する。

- 2 排水水については、排水監視池を設置し、生物監視を行う。
- 3 排水水の水温は、排水口において排水地先の長堀川の環境水温程度とする。
- 4 排水水については、積極的に循環利用を促進する。

(地下水汚染防止対策)

第6条 乙は、地下水汚染防止のため、適切な措置を講じる。

(土壌汚染防止対策)

第7条 乙は、土壌汚染防止のため、適切な措置を講じる。

(騒音及び振動防止対策)

第8条 乙は、事業所から発生する騒音及び振動を防止するための適切な対策を講じ、騒音については市道吉田線北端及び市道境堀線南端において別表第4の1騒音の規制基準に掲げる基準を、振動については敷地境界線において別表第4の2振動の規制基準に掲げる基準を遵守する。

(悪臭防止対策)

第9条 乙は、事業所から発生する悪臭を防止するため、適切な対策を講じる。

(化学物質対策)

第10条 乙は、事業所の操業に伴い使用又は副生する化学物質(以下「化学物質」という。)による環境汚染を未然に防止するため、その性状等を製品安全データシート等により把握し、適正な管理を行うとともに、有害性が確認されている化学物質については、代替品への切替え等、環境中への排出抑制に努める。

(ダイオキシン類対策)

第11条 乙は、ダイオキシン類による環境汚染を防止するため、別表第5に定める施設から排出される排出ガス等について、同表に掲げる基準を遵守する。

(廃棄物対策)

第12条 乙は、事業所の操業に伴って生じる廃棄物について、発生抑制及び再生利用に努めるとともに、二次公害の発生を防止するため、自らの責任において適切な処理を行う。

(関連事業者に対する責務)

第13条 乙は、乙以外の者が事業所内で作業する場合にあっても、公害防止についてこの協定に定める事項に準じた措置が講じられるように管理しなければならない。

(測定、報告及び公表)

第14条 乙は、別に定める環境負荷項目等の測定を行い、その結果を記録及び保存し、定期的に甲に報告するとともに、一般に公表するよう努める。

(公害発生時等の措置)

第15条 乙は、事業所の操業若しくは施設の故障、破損その他の事故若しくは気象条件等の悪化により公害が発生したとき又はそのおそれがあると甲又は乙が判断したときは、直ちに操業の短縮、停止その他住民への通報等必要な措置を講じ、及び発生原因の排除

に努めるとともに、その状況を甲に速やかに報告する。ただし、環境関連法令に定めのある場合は、甲への報告を省略することができる。

2 前項の公害が発生したときは、甲及び乙は協力して調査を行い、その原因が乙の責めによると認められるときは、乙は、誠意を持って速やかに問題を解決しなければならない。

(報告及び立入調査)

第16条 甲は、この協定の実施に必要な限度において、乙に対し、報告を求め、又はその職員及び甲が必要とする者を同行して事業所内に立入調査することができる。

(施設の設置等の協議)

第17条 乙は、公害防止施設及び公害の発生に関係ある主要施設の新設、増設又は変更を行おうとするとき(以下「新設等」という。)は、事前に甲と協議する。

2 前項の規定にかかわらず、前項の新設等のうち、周辺環境への影響が維持又は低減されるものについては、乙の報告をもって前項の事前の協議に代える。

(景観の保全等)

第18条 乙は、構内緑化、環境の美化及び景観の保全を積極的に推進する。

(環境保全施策への協力)

第19条 乙は、この協定に定めるもののほか、甲が行う環境保全のために必要な指導、調査、研究、情報公開等の施策に協力する。

(環境保全活動の推進等)

第20条 乙は、環境情報の公表や事業所の公開等、地域住民に対する環境コミュニケーションを積極的に推進する。また、環境マネジメントシステム等の環境保全活動を推進する。

(違反時の措置)

第21条 乙がこの協定に定める事項に違反した場合、甲は乙に対して必要な指示を行い、乙はこれに従う。

(協定細目)

第22条 この協定に定める事項の実施については、甲乙協議の上、別に協定細目で定める。

(その他)

第23条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするとき又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

(協定の廃止)

第24条 甲と乙が、昭和62年3月30日に締結した「YKK株式会社東北事業所の公害防止に関する協定」は、廃止する。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持す

る。

平成23年8月5日

甲 宮城県知事 村 井 嘉 浩
大崎市長 伊 藤 康 志
乙 YKK AP株式会社
代表取締役社長 堀 秀 充

別表第1(第4条関係)

ばい煙発生施設

施設名	項目	煙突高 (m)	排出ガス量 ($m^3 N/h$)	燃料の燃焼 能力	排出温度 ($^{\circ}C$)	排吐速度 (m/s)	使用燃料	
1号ボイラー	項目	50 (集合)	10,206	680.4 ℓ/h	300	3.4	A重油	
3号ボイラー			10,206	680.4 ℓ/h	300	3.4		
2号溶解炉	項目	50 (集合)	13,537	638.3 ℓ/h	300	4.47	LPG	
アルミビレット調質炉			4,036	142.8 $m^3 N/h$	120	0.91		
5号熱風炉	項目	7	2,156	200.5 ℓ/h	200	0.06	灯油	
6号熱風炉	項目	8.95	2,156	200.5 ℓ/h	200	0.08		
9号形材熱処理炉	項目	14.54 (集合)	1200	58.6 ℓ/h	128	3.08		
10号形材熱処理炉			項目	1190	58.6 ℓ/h	133		3.09
11号形材熱処理炉	項目	15	920	80.2 ℓ/h	200	2.8		
1号バイオマスボイラー	項目	12 (集合)	1,681	181k g/h	190	2.05	木くず・ 木くずペ レット	
2号バイオマスボイラー			項目	1,681	181k g/h	190		2.05
3号バイオマスボイラー			項目	1,681	181k g/h	190		2.05
4号バイオマスボイラー			項目	1,681	181k g/h	190		2.05
備考 数値は、最大能力時におけるものとする。								

別表第2(第4条関係)

1 窒素酸化物排出基準

施設名	協定値	換算酸素濃度
1号ボイラー	最大 230 cm ³ /m ³ N	4 %
3号ボイラー		
2号溶解炉	最大 200 cm ³ /m ³ N	1 2 %
アルミビレット調質炉	最大 160 cm ³ /m ³ N	1 1 %
5号熱風炉	最大 250 cm ³ /m ³ N	1 6 %
6号熱風炉	最大 230 cm ³ /m ³ N	1 6 %
9号形材熱処理炉	最大 180 cm ³ /m ³ N	1 1 %
10号形材熱処理炉		
11号形材熱処理炉		
1号バイオマスボイラー	最大 350 cm ³ /m ³ N	6 %
2号バイオマスボイラー		
3号バイオマスボイラー		
4号バイオマスボイラー		
備考		
<p>1 窒素酸化物濃度の測定は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法によるものとする。</p> <p>2 窒素酸化物濃度は、0℃1気圧の状態に換算した排出ガス1m³当たりのものとする。</p> <p>3 窒素酸化物濃度については、次の式により酸素濃度による補正を行った値とする。</p> $\text{換算窒素酸化物濃度} = C_s \times \frac{21 - O_n}{21 - O_s}$ <p>C_s : 窒素酸化物の実測値(cm³/m³ N)</p> <p>O_n : 換算酸素濃度(%)</p> <p>O_s : 排ガス中の酸素濃度(%)</p>		

2 ばいじん排出基準

施設名	協定値	換算酸素濃度
1号ボイラー	最大 0.20g/m ³ N	4%
3号ボイラー		
2号溶解炉	最大 0.10g/m ³ N	Os
1号バイオマスボイラー	最大 0.07g/m ³ N	6%
2号バイオマスボイラー		
3号バイオマスボイラー		
4号バイオマスボイラー		
備考		
<p>1 ばいじん量の測定は、大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法によるものとする。</p> <p>2 ばいじん量は、0°C1気圧の状態に換算した排出ガス1m³当たりのものとする。</p> <p>3 ばいじん量については、次の式により酸素濃度による補正を行った値とする。</p> $\text{換算ばいじん量} = C_s \times \frac{21 - O_n}{21 - O_s}$ <p>Cs : ばいじん量の実測値(g/m³N)</p> <p>On : 換算酸素濃度(%)</p> <p>Os : 排ガス中の酸素濃度(%)</p>		

別表第3(第5条関係)

排水水の排出基準

項目	協定値	
排水量	最大 20,000 m ³ /日	
水素イオン濃度(水素指数)	6.5 ~ 8.5	
生物化学的酸素要求量	日間平均	最大
	20 mg/ℓ	25 mg/ℓ
浮遊物質	日間平均	最大
	20 mg/ℓ	25 mg/ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	日間平均	最大
	1 mg/ℓ	2 mg/ℓ
アルミニウム含有量	最大 6 mg/ℓ	
透視度	30 cm 以上	
ほう素及びその化合物	最大 10 mg/ℓ	
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	最大 100 mg/ℓ	
備考	測定方法は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に定める方法とする。 なお、透視度は日本工業規格に定める方法とする。	

別表第4(第8条関係)

1 騒音の規制基準

	昼間 〔午前8時から 午後7時まで〕	朝〔午前6時から 午前8時まで〕 夕〔午後7時から 午後10時まで〕	夜間 〔午後10時から 翌日の午前6時まで〕
市道境堀線南端	60dB(A)以下	55dB(A)以下	50dB(A)以下
市道吉田線北端	55dB(A)以下	50dB(A)以下	45dB(A)以下
備考 測定方法は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）に定める方法とする。			

2 振動の規制基準

昼間 〔午前8時から 午後7時まで〕	夜間 〔午後7時から 翌日の午前8時まで〕
65dB 以下	60dB 以下
備考 測定方法は、振動規制法（昭和51年法律第64号）に定める方法とする。	

別表第5（第12条関係）

ダイオキシン類の排出基準

施設名	協定値		
	排出ガス (ng-TEQ/m ³ N)	ばいじん (ng-TEQ/g)	燃え殻 (ng-TEQ/g)
2号溶解炉	5 (On=0s)		
1号バイオマスボイラー	5 (On=12%)	3	3
2号バイオマスボイラー			
3号バイオマスボイラー			
4号バイオマスボイラー			
備考			
<p>1 測定方法は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に定める方法とする。</p> <p>2 ダイオキシン類の量は、ダイオキシン類対策特別措置法第8条第2項第1号の規定により2・3・7・8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性へ換算したものとす。</p> <p>3 排出ガス中のダイオキシン類の量は、0℃1気圧の状態に換算した排出ガス1m³当たりのものとし、次の式により酸素濃度による補正を行った値とする。</p> $\text{換算ダイオキシン類の量} = C_s \times \frac{21 - O_n}{21 - O_s}$ <p>C_s : 排ガス中の実測値(ng-TEQ/m³N)</p> <p>O_n : 換算酸素濃度(%)</p> <p>O_s : 排ガス中の酸素濃度(%)</p>			